



# 島根県報

平成24年9月21日（金）

第2,429号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	3

**【特定調達公告】**

遺失物管理システムの更新業務及び同システムに係るソフトウェアの賃貸借に係 る随意契約の相手方	（警 察 本 部）	4
交通管制センター上位装置の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（       "       ）	4

**【教委公告】**

平成25年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施	（高 校 教 育 課）	5
---------------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第527号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
丹波地区用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
丹波地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

**島根県告示第528号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ浜田店 島根県浜田市周布町口293番1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 4,286平方メートル

(変更後) 5,276平方メートル

## イ 駐車場の収容台数

(変更前) 178台

(変更後) 100台

## ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) なし

(変更後) 20台（本館西側：10台、資材館北側：10台）

## エ 荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 90平方メートル（本館北側）

(変更後) 141平方メートル（本館北側：90平方メートル、資材館北側：51平方メートル）

## オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 30.23立方メートル（本館北側）

(変更後) 49.77立方メートル

(本館北側：30.23立方メートル、資材館北側：19.54立方メートル)

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前8時00分から午後7時30分まで

(変更後) 午前7時00分から午後8時30分まで

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後8時00分まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時00分まで

(4) 変更する年月日

平成25年 5月11日

2 届出年月日

平成24年 9月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第529号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があつた。

平成24年 9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
868	鹿足郡吉賀町柿 木村柿木563 鹿足郡猟友会 会長 山根 照 由	鹿足郡吉賀町柿 木村柿木563	鹿足郡吉賀町柿 木村柿木563 鹿足郡猟友会 会長 山根 照 由	鹿足郡吉賀町柿 木村柿木563	鹿足郡津和野町 左鑑943 鹿足郡猟友会 会長 水津 延 秀	鹿足郡津和野町 左鑑943

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年9月21日

島根県警察本部長 彦坂正人

- 1 役務の名称  
遺失物管理システムの更新業務委託及び同システムに係るソフトウェアの賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年8月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース株式会社中国支店  
広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,397,349円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 特例公告を行った日  
平成24年7月3日
- 8 随意契約とした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年9月21日

島根県警察本部長 彦坂正人

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
交通管制センター上位装置賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社広島営業部  
広島県広島市中区紙屋町一丁目3番2号
- 5 落札金額

96,982,200円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成24年6月29日

**教 育 委 員 会 公 告**

平成25年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成24年9月21日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

## 1 目的

この選考試験は、平成25年度島根県立学校の教育職員（実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

## 2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	一般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
	工業	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度
	水産	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度

※ 身体に障がいのある者を対象とした選考

募集種別「一般」について、身体障害者手帳の交付を受けその障がいの程度が1級から6級までの者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者を対象に選考を行います。採用予定人員は上表とは別に若干名です。詳しくは、高校教育課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokyoiku/>) を御覧ください。

- (注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。  
 (2) 勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。  
 (3) 採用後は、全県的な異動があります。

## 3 出願資格

- (1) 昭和43年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者  
 (2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

## 4 出願手続

- (1) 出願期間 平成24年9月24日（月）から同年10月5日（金）まで  
 ただし、郵送の場合は、平成24年10月5日（金）の消印があるものまで有効とします。

- (注) (1) 封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。  
 (2) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時～17時とします。

- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課  
 (3) 受験票は、10月11日（木）以降に郵送します。受験票が10月17日（水）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

## 5 提出書類

(1) 平成25年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験願書	様式1によること。 （※必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。）	1部
------------------------------------	---	----

(2) 自己アピール	様式2によること。	1部
(3) 連絡用封筒	封筒角形2号(33.2cm×24.0cm)に300円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける。)を明記すること(封筒の口には両面テープを貼ること。)	2部
◇ 身体障害者手帳の写し	身体に障がいのある者を対象とした選考を志願する者のみ提出すること。	1部

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

## 6 選考試験

### (1) 試験日及び会場

期日 平成24年10月20日(土)、21日(日)

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江工業高等学校 松江市古志原4-1-10

(連絡先) 島根県教育庁高校教育課 TEL 0852-22-5411

### (2) 試験内容

一般受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理)、実技試験②(理科実験に関する実技試験)

工業受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成)、実技試験②(工業実習に関する実技試験)、専門教養試験

水産受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①(パソコン操作:ワープロソフトを用いての文書作成)、実技試験②(水産実習に関する実技試験)、専門教養試験

※ 詳しくは、受験票送付の際に通知します。

### (3) 選考結果の通知

平成24年11月13日(火)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて、高校教育課のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokyoiku/>)に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

## 7 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成25年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した募集種別と異なる種別に登載することがあります。

(2) 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。

(3) 名簿登載され、県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。

(4) 選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。

(5) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成26年4月1日までとします。

(6) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

## 8 その他

### (1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 TEL 0852-22-5411

(2) 提出書類については、一切返却しません。

(3) 給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

	高校卒(満18歳)	短大卒(満20歳)	大学卒(満22歳)
初任給(円)	146,374	163,589	186,214

(平成24年4月1日現在)

このほか、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。